

2 環境

(1) 生物

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

鳥獣の捕獲等の許可に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	みどり自然課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
1	第9条第1項	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可	—	—		一部の鳥獣(カルガモ・ニューナイスズメ・スズメ・ムクドリ・ハシボソガラス・ハシブトガラス・ノウサギ・クマ・ノイヌ・ノネコ(以下同じ))に係る捕獲等の許可について特例条例により全市町村に移譲済み ※上記以外の鳥獣は不可で整理 ※鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第4条第1項に基づき、市町村が県の同意を得て、捕獲許可権限移譲事項を記載した被害防止計画を定めた場合には、当該計画の対象鳥獣に係る捕獲等の許可(ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条に規定される目的のうち、鳥獣による生活環境、農林水産業に係る被害の防止の目的、特定鳥獣の数の調整の目的に限る。)権限は、当該被害防止計画を作成した市町村の長に移譲される。	全市町村(済)
2	第9条第7項	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可証の交付	—	—			
3	第9条第8項	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の従事者証の交付	—	—			
4	第9条第9項	捕獲許可証又は従事者証の再交付	—	—			
5	第9条第11項	捕獲許可証又は従事者証の返納の受理	—	—			
6	第9条第13項	捕獲の結果の報告の受理	—	—			

鳥獣の捕獲許可を受けた者に対する措置命令に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	みどり自然課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
7	第10条第1項	鳥獣の捕獲許可を受けた者に対する措置命令	—	—		一部の鳥獣に係る捕獲等の許可について特例条例により全市町村に移譲済み ※鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法に基づく被害防止計画を策定した場合は、当該計画の対象鳥獣に係る捕獲等の許可については、当該計画策定市町村に移譲される	全市町村(済)
8	第10条第2項	鳥獣の捕獲許可の取消	—	—			

鳥獣の飼養登録に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	みどり自然課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
9	第19条第1項	鳥獣の飼養の登録	—	—		特例条例により全市町村に移譲済み	全市町村(済)
10	第19条第3項	鳥獣の飼養に係る登録票の交付	—	—			
11	第19条第5項	飼養の登録の更新	—	—			
12	第19条第6項	飼養登録票の再交付	—	—			
13	第20条第3項	登録鳥獣の譲渡け又は引受けをした旨の届出の受理	—	—			
14	第21条第1項	飼養登録票の返納の受理	—	—			

鳥獣の飼養の登録を受けた者に対する措置命令に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	みどり自然課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
15	第22条第1項	飼養登録を受けた者に対する措置命令	—	—		特例条例により全市町村に移譲済み	全市町村(済)
16	第22条第2項	飼養登録の取り消し	—	—			

販売禁止鳥獣等の許可に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	みどり自然課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
17	第24条第1項	販売禁止鳥獣等の販売の許可	—	—		特例条例により全市町村に移譲済み ※「販売禁止鳥獣等」とは、ヤマドリ(スィルマティクス・ソエンメルリンギ)、その卵及びその加工品を指す。	全市町村(済)
18	第24条第5項	販売許可証の交付	—	—			
19	第24条第6項	販売許可証の再交付	—	—			
20	第24条第8項	返納される販売許可証の受理	—	—			

販売禁止鳥獣等の販売の許可を受けた者に対する措置命令に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	みどり自然課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
21	第24条第9項	販売禁止鳥獣等の販売の許可に係る措置命令	—	—		特例条例により全市町村に移譲済み ※「販売禁止鳥獣等」とは、ヤマドリ(スィルマティクス・ソエンメルリンギ)、その卵及びその加工品を指す。	全市町村(済)
22	第24条第10項	販売禁止鳥獣等の販売の許可の取消	—	—			

報告の徴収等に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	みどり自然課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
23	第75条第1項	鳥獣の捕獲許可を受けた者等に対する報告の請求	—	—		一部の鳥獣に係る捕獲等の許可、鳥獣の飼育の登録及び販売禁止鳥獣等の販売の許可を受けた者に対する報告の徴収等について特例条例により全市町村に移譲済み ※鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法に基づく被害防止計画を策定した場合は、当該計画の対象鳥獣に係る捕獲等の許可については、当該計画策定市町村に移譲される	全市町村(済)
24	第75条第3項	鳥獣の捕獲許可を受けた者等に対する立入検査	—	—			

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

許可証等の変更等の届出受理に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	みどり自然課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
25	第7条第11項	許可証の交付を受けた者の住所等の変更の届出の受理	—	—	No.2 法第9条第7項の許可証の交付に伴う事務	特例条例により全市町村に移譲済み ※鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法に基づく被害防止計画を策定した場合は、当該計画の対象鳥獣に係る捕獲等の許可については、当該計画策定市町村に移譲されるため、第7条第11項から第14項の事務も移譲される。	全市町村(済)
26	第7条第12項	従事者証に記載された者の住所等の変更の届出の受理	—	—	No.3 法第9条第8項の従事者証の交付に伴う事務		
27	第7条第13項	許可証の亡失の届出の受理	—	—	No.2 法第9条第7項の許可証の交付に伴う事務		
28	第7条第14項	従事者証の亡失の届出の受理	—	—	No.3 法第9条第8項の従事者証の交付に伴う事務		
29	第20条第5項	登録票の交付を受けた者の住所等の変更の届出の受理	—	—	No.10 法第19条第3項の登録票の交付に伴う事務		
30	第20条第6項	登録票の亡失の届出の受理	—	—	No.10 法第19条第3項の登録票の交付に伴う事務		
31	第24条第5項	販売許可証の交付を受けた者の住所等の変更の届出の受理	—	—	No.18 法第24条第5項の販売許可証の交付に伴う事務		
32	第24条第6項	販売許可証の亡失の届出の受理	—	—	No.18 法第24条第5項の販売許可証の交付に伴う事務		

(2) 大 気

○大気汚染防止法

ばい煙発生施設等に係る規制に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象 市町村	
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考		
33	第6条第1項	ばい煙発生施設の設置届出の受理	総合支庁	80	移譲に当たっての条件等	水大気環境課	移譲対象 市町村	
34	第7条第1項	ばい煙発生施設の使用届出の受理	総合支庁	0				
35	第8条第1項	ばい煙発生施設の構造等変更届出の受理	総合支庁	10				
36	第9条	ばい煙発生施設の計画変更命令等	総合支庁	0				
37	第9条の2	指定ばい煙の処理方法等の改善命令	本庁	0				
38	第10条第2項	ばい煙発生施設の設置等の制限期間の短縮	総合支庁	0				
39	第11条	ばい煙発生施設の氏名変更等届出の受理	総合支庁	50				
40	第12条第3項	ばい煙発生施設の継承届出者の地位継承の届出の受理	総合支庁	0				
41	第14条第1項	ばい煙発生施設の改善命令等	総合支庁	0				
42	第14条第3項	指定ばい煙処理方法等の改善命令	本庁	0				
43	第15条第1項	季節による燃料使用基準の遵守勧告	本庁	0				薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。
44	第15条第2項	季節による燃料使用基準の遵守命令	本庁	0				
45	第15条第3項	季節による燃料使用基準の設定	本庁	0				
46	第15条の2第1項	指定地域における燃料使用基準の遵守勧告	本庁	0				
47	第15条の2第2項	指定地域における燃料使用基準の遵守命令	本庁	0				
48	第17条第2項	事故時の通報受理	総合支庁	0				法律上は指定都市、中核市等の事務 ※「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙(燃料等の燃焼に伴い発生するいおう酸化物・粉じん等)を発生・排出するもののうち、排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるものを指す(大気汚染防止法施行令別表第1に規定)。 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載
49	第17条第3項	事故時の措置命令	総合支庁	0				
50	第17条の5第1項	排出施設の設置届出の受理	総合支庁	0				
51	第17条の6第1項	排出施設の使用届出の受理	総合支庁	0				
52	第17条の7第1項	排出施設の構造等変更届出等の受理	総合支庁	2				
53	第17条の8	排出施設の計画変更命令等	総合支庁	0				
54	第17条の11	排出施設の改善命令等	総合支庁	0				

粉じんに関する規制に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
55	第18条第1項	一般粉じん発生施設の設置届出の受理	総合支庁	5	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は指定都市、中核市及び特例市の事務(一般粉じんに関する事務は、平成24年4月1日から山形市で実施) ※「一般粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で一般粉じんを発生・排出・飛散させるものうち、当該一般粉じんが大気の汚染の原因となるものを指す(大気汚染防止法施行令別表第2に規定)。 ※「特定粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で特定粉じん(石綿等の人の健康を害するおそれがあるもの)を発生・排出・飛散させるものうち、当該特定粉じんが大気の汚染の原因となるものを指す(大気汚染防止法施行令別表第2に規定)。 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	人口10万人以上の市
56	第18条第3項	一般粉じん発生施設の構造等変更届出の受理	総合支庁	5			
57	第18条の2第1項	一般粉じん発生施設の使用届出の受理	総合支庁	0			
58	第18条の4	一般粉じん発生施設の基準適合命令等	総合支庁	0			
59	第18条の6第1項	特定粉じん発生施設の設置届出の受理	総合支庁	0			
60	第18条の6第3項	特定粉じん発生施設の構造等変更届出の受理	総合支庁	0			
61	第18条の7第1項	特定粉じん発生施設の使用届出の受理	総合支庁	0			
62	第18条の8	特定粉じん発生施設の計画変更命令等	総合支庁	0			
63	第18条の11	特定粉じん発生施設の改善命令等	総合支庁	0			
64	第18条の15第1項	特定粉じん排出等作業の実施届出の受理	総合支庁	30			
65	第18条の15第2項	災害発生等の場合の特定粉じん排出等作業の実施届出の受理	総合支庁	0			
66	第18条の16	特定粉じん排出等作業の計画変更命令	総合支庁	0			
67	第18条の18	特定粉じん排出等作業の作業基準適合命令等	総合支庁	0			

水銀等の排出の規制等に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
68	第18条の23第1項	水銀排出施設の設置届出の受理	総合支庁	-	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は指定都市、中核市等の事務 ※「水銀排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するものうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものを指す	人口10万人以上の市(山形市は中核市移行によりH31から所管)
69	第18条の24第1項	水銀排出施設の使用届出の受理	総合支庁	-			
70	第18条の25第1項	水銀排出施設の構造等変更届出の受理	総合支庁	-			
71	第18条の26	水銀排出施設の計画変更命令等	総合支庁	-			
72	第18条の29第1項	水銀排出施設の改善勧告	総合支庁	-			
73	第18条の29第2項	水銀排出施設の改善命令	総合支庁	-			

自動車排出ガスに係る許容限度等に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
74	第20条	自動車排出ガスの濃度の測定	本庁	1	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は指定都市、中核市等の事務	人口10万人以上の市
75	第21条第1項	自動車排出ガスの濃度の測定に基づく要請	本庁	0			
76	第21条第3項	自動車排出ガスの濃度の測定に基づく意見陳述	本庁	0			

大気汚染状況の監視等に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
77	第22条第1項	大気汚染状況の常時監視	本庁	15	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は指定都市、中核市等の事務 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	人口10万人以上の市
78	第22条第2項	大気汚染状況の常時監視結果の環境大臣への報告	本庁	1			
79	第24条	大気汚染状況の公表	本庁	1			

報告徴収及び立入検査に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
80	第26条第1項	報告徴収及び立入検査	総合支庁	500	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は指定都市、中核市等の事務 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	人口10万人以上の市

関係行政機関に対する協力要請等に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
81	第27条第3項	国の行政機関の長からの適用除外施設の届出通知の受理	本庁	0	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は指定都市、中核市等の事務	人口10万人以上の市
82	第27条第4項	国の行政機関の長に対する措置要請	本庁	0			
83	第27条第5項	措置要請に伴う措置状況の通知の受理	本庁	0			
84	第27条第6項	改善命令等に係る国の行政機関の長に対する事前協議	本庁	0			
85	第28条第2項	関係行政機関の長に対する協力要請及び意見陳述	本庁	0			

特定物質排出施設に係る規制に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
86	附則第10項	指定物質排出施設に対する排出抑制勧告	本庁	0	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は指定都市、中核市等の事務 ※「指定物質」とは、人の健康に係る被害を防止するため、その排出及び飛散を早急に抑制しなければならないもので、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの3物質が指定されている(法施行令附則第3項に規定)。	人口10万人以上の市
87	附則第11項	指定物質排出施設に対する報告の要求	本庁	0		※指定物質排出施設については、届出義務がないため施設の把握は行っていない。 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	

(3) 水

○水質汚濁防止法

特定事業場に係る規制に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
88	第5条第1項	特定施設の設置届出の受理	総合支庁	100	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。 水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設を廃止した場合は、土壤汚染対策法に基づく知事への報告義務が生じることから、土壤汚染対策法と一括の権限移譲が望ましい。	法律上は指定都市、中核市、特例市(山形市)等の事務 ※「特定事業場」とは、特定施設(水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する汚水・廃液を排出する施設)を設置する工場・事業場を指す。	人口10万人以上の市(山形市は済)
89	第5条第3項	有害物質使用特定施設の設置届出等の受理	総合支庁	5			
90	第6条第1項	特定施設の使用届出等の受理	総合支庁	0			
91	第6条第2項	指定地域の特定施設の使用届出等の受理	本庁	0			
92	第6条第3項	政令で定める特定施設の使用届出等の受理	本庁	0			
93	第7条	特定施設の構造等変更届出の受理	総合支庁	100			
94	第8条	特定施設の計画変更命令等	総合支庁	0			
95	第8条の2	特定施設への必要な措置命令	本庁	0			
96	第9条第2項	実施制限期間の短縮	総合支庁	0			
97	第10条	特定施設の氏名変更等届出の受理	総合支庁	150			
98	第11条第3項	特定施設の承継届出の受理	総合支庁	20			
99	第13条第1項	排水に係る特定施設の構造等の改善命令等	総合支庁	0			
100	第13条第3項	指定地域における排水に係る改善命令等	本庁	0			
101	第13条の2第1項	特定地下浸透水に係る特定施設の構造等の改善命令等	総合支庁	0			
102	第13条の3	構造基準に係る有害物質使用特定施設等の改善命令等	総合支庁	0			
103	第13条の4	指導、助言及び勧告	本庁	0			
104	第14条第3項	測定手法の届出	本庁	0			
105	第14条の2第1項	水質事故状況等届出の受理	総合支庁	5			
106	第14条の2第2項	有害物質等水質事故状況等届出の受理	総合支庁	3			
107	第14条の2第3項	油流出事故状況等届出の受理	総合支庁	20			
108	第14条の2第3項	事故時における措置命令	総合支庁	0			
109	第14条の3第1項	地下水の水質浄化に係る措置命令	総合支庁	0			
110	第14条の3第2項	特定事業場の設置者であった者への地下水の水質浄化に係る措置命令	総合支庁	0			

水質汚濁の状況の監視に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
111	第15条第1項	水質汚濁状況の常時監視	本庁	104	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は指定都市、中核市、特例市(山形市)等の事務	人口10万人以上の市(山形市は済)
112	第15条第2項	常時監視結果の環境大臣への報告	本庁	1			
113	第17条	常時監視結果の公表	本庁	1			
114	第18条	緊急時における措置命令	本庁	0			

報告徴収及び立入検査に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
115	第22条第1項	特定事業場の立入検査等	総合支庁	300	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は指定都市、中核市、特例市(山形市)等の事務	人口10万人以上の市(山形市は済)
116	第22条第2項	指定地域内事業者からの報告徴収	本庁	0			

関係行政機関に対する協力要請等に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
117	第23条第3項	国の行政機関の長からの適用除外施設の届出通知の受理	本庁	0	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は指定都市、中核市、特例市(山形市)等の事務	人口10万人以上の市(山形市は済)
118	第23条第4項	国の行政機関の長に対する措置要請	本庁	0			
119	第23条第5項	措置要請に伴う措置状況の通知の受理	本庁	0			
120	第23条第6項	改善命令等に係る国の行政機関の長に対する事前協議	本庁	0			
121	第24条第2項	関係行政機関の長に対する協力要請	本庁	0			
122	第24条第3項	関係行政機関の長に対する意見陳述	本庁	0			

○山形県地下水の採取の適正化に関する条例

地下水採取適正化に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
123	第7条第1項	地下水採取の届出の受理	本庁	0	No.126 山形県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則第10条の届出の受理も移譲の対象となる。	特例条例により山形市、米沢市、南陽市、高島町及び川西町に移譲済み	全市町村(山形市、米沢市、南陽市、高島町及び川西町は済)
124	第9条第1項	計画変更等の勧告	本庁	0			
125	第10条	勧告に基づき講じた措置に関する報告の徴収	本庁	0			
126	第11条	地下水の既採取者の届出の受理	本庁	0			
127	第12条第1項	地下水採取設備等の変更の届出の受理	本庁	0	No.126 山形県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則第10条の届出の受理も移譲の対象となる。		
128	第13条第1項	地下水の採取に関し必要な措置を講ずべきことの勧告	本庁	0			
129	第14条第3項	地下水採取者の地位の継承の届出の受理	本庁	0			
130	第15条	氏名の変更等の届出の受理	本庁	0			
131	第22条	指導又は助言	本庁	0			
132	第24条第1項	報告の要求及び立入調査	本庁	0			

○山形県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則

工事の完了の届出の受理に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
133	第10条	工事の完了の届出の受理	本庁	0	No.116、120 山形県地下水の採取の適正化に関する条例第7条第1項、第12条第1項の届出の受理に伴う事務	特例条例により山形市、米沢市、南陽市、高島町及び川西町に移譲済み	全市町村(山形市、米沢市、南陽市、高島町及び川西町は済)

(4) 土

○土壤汚染対策法

土壤汚染状況調査に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
134	第3条第1項	土壤汚染状況調査結果報告の受理	本庁	3	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。 対象は水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定事業場の敷地であった土地であることから、水質汚濁防止法と一括の権限移譲が望ましい。	法律上は指定都市、中核市、特例市(山形市)等の事務	人口10万人以上の市(山形市は済)
135	第3条第3項	有害物質使用特定施設の使用廃止通知	本庁	10			
136	第3条第4項	土壤汚染状況調査に係る報告・内容は正命令	本庁	0			
137	第3条第5項	調査の一時免除を受けた土地の利用方法変更届出の受理	本庁	10			
138	第3条第6項	土壤汚染状況調査の一時免除の取消	本庁	1			
139	第3条第7項	調査の一時免除を受けた土地の一定規模以上の形質変更届出の受理	本庁	5			
140	第3条第8項	調査の一時免除を受けた土地の一定規模以上の形質変更に係る調査命令	本庁	5			
141	第4条第1項	一定規模以上の土地の形質変更の届出	本庁	150			
142	第4条第3項	一定規模以上の土地の形質変更の届出に係る調査命令	本庁	0			
143	第5条第1項	土壤汚染状況調査実施命令	本庁	0			
144	第5条第2項	土壤汚染状況調査の実施及び実施に係る公告	本庁	0			

指定区域の指定等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
145	第6条第1項	要措置区域の指定	本庁	0	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は指定都市、中核市、特例市(山形市)等の事務	人口10万人以上の市(山形市は済)
146	第6条第2項	要措置区域の指定に係る公示	本庁	0			
147	第6条第4項	要措置区域指定の解除	本庁	0			
148	第6条第5項	要措置区域指定解除に係る公示	本庁	0			
149	第11条第1項	形質変更時要届出区域の指定	本庁	2			
150	第11条第2項	形質変更時要届出区域の指定の解除	本庁	0			
151	第11条第3項	形質変更時要届出区域指定に係る公示	本庁	2			
152	第11条第4項	形質変更時要届出区域指定解除に係る公示	本庁	0			
153	第14条第3項	申請による両区域の指定	本庁	1			
154	第14条第4項	申請に基づく報告徴収と立入検査	本庁	0			
155	第15条第1項	両区域台帳の調製	本庁	8			
156	第15条第3項	両区域台帳の閲覧	本庁	8			

土壌汚染による健康被害防止措置に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
157	第7条第1項	汚染除去計画の提出の指示	本庁	0	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は指定都市、中核市、特例市(山形市)等の事務	人口10万人以上の市(山形市は済)
158	第7条第2項	汚染除去計画の提出の命令	本庁	0			
159	第7条第3項	変更した汚染除去計画の提出の受理	本庁	0			
160	第7条第4項	汚染除去計画の変更命令	本庁	0			
161	第7条第5項	汚染除去計画の変更命令の期間の短縮通知	本庁	0			
162	第7条第8項	汚染除去計画に基づく実施の措置の命令	本庁	0			
163	第7条第9項	汚染除去計画に基づく実施の措置の報告の受理	本庁	0			
164	第7条第10項	汚染除去計画の策定、実施措置及び実施措置に係る公告	本庁	0			
165	第12条第1項	形質変更時要届区域内における土地形質変更届出の受理	本庁	5			
166	第12条第2項	形質変更時要届区域指定時において実施中の土地形質変更届出の受理	本庁	0			
167	第12条第3項	形質変更時要届区域内における災害時応急措置実施届出の受理	本庁	0			
168	第12条第4項	形質変更時要届区域内における土地形質変更の実施状況に係る届出の受理	本庁	5			
169	第12条第5項	形質変更時要届区域内における土地形質変更等届出に係る計画変更命令	本庁	0			

報告徴収及び立入検査に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
170	第54条第1項	報告徴収及び立入検査	本庁	5	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は指定都市、中核市、特例市(山形市)等の事務	人口10万人以上の市(山形市は済)

関係行政機関との協議に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
171	第55条第1項	措置命令等に係る関係行政機関の長に対する事前協議	本庁	0	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は指定都市、中核市、特例市(山形市)等の事務	人口10万人以上の市(山形市は済)
172	第56条第2項	関係行政機関の長に対する協力要請及び意見陳述	本庁	0			

(5) 騒音 ・ 振動 ・ 悪臭

○環境基本法

環境基準の類型指定に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
173	第16条第2項	騒音に係る環境基準の地域類型の指定	本庁	0	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は都道府県知事及び市長の事務 ※「騒音に関する環境基準」とは、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として、地域の類型及び時間の区分ごとに定められている(平成10年環境省告示第64号に規定)。 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	全町村

○騒音規制法

騒音規制地域の指定等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
174	第3条第1項	規制地域の指定	本庁	0	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は都道府県知事及び市長の事務 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	全町村
175	第3条第3項	規制地域の公示	本庁	0			
176	第4条第1項	規制基準の設定	本庁	0			
177	第4条第3項	規制基準の公示	本庁	0			

自動車騒音の状況の監視に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
178	第18条第1項	自動車騒音の状況の常時監視	本庁	0	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は都道府県知事及び市長の事務 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	全町村
179	第18条第2項	常時監視結果の環境大臣への報告	本庁	0			
180	第19条	常時監視結果の公表	本庁	0			

関係行政機関に対する協力要請等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
181	第22条	関係行政機関に対する協力要請、意見陳述	本庁	0	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は都道府県知事及び市長の事務	全町村

○振動規制法

振動規制地域の指定等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
182	第3条第1項	規制地域の指定	本庁	0	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は都道府県知事及び市長の事務 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	全町村
183	第3条第3項	規制地域の公示	本庁	0			
184	第4条第1項	規制基準の設定	本庁	0			
185	第4条第3項	規制基準の公示	本庁	0			

関係行政機関に対する協力要請等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
186	第20条	関係行政機関に対する協力要請、意見陳述	本庁	0	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は都道府県知事及び市長の事務	全町村

○悪臭防止法

悪臭規制地域の指定等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
187	第3条	規制地域の指定	本庁	0	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は都道府県知事及び市長の事務 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	全町村
188	第4条第1項	規制基準(濃度規制)の設定	本庁	0			
189	第4条第2項	規制基準(臭気指数規制)の設定	本庁	0			
190	第5条第2項	規制地域及び規制基準設定に係る意見聴取	本庁	1			
191	第6条	規制地域及び規制基準の公示	本庁	0			

関係行政機関に対する協力要請等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
192	第21条第1項	関係行政機関に対する協力要請、意見陳述	本庁	0	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は都道府県知事及び市長の事務	全町村

(6) 公害防止等

○山形県生活環境の保全等に関する条例

生活環境の保全等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
193	第7条第2項等	騒音・振動に係る特定施設が設置されていない工場又は事業場に騒音・振動に係る特定施設を設置する場合の届出の受理	—	—			
194	第9条第2項等	特定施設の使用の方法若しくは配置又は規制基準の遵守の方法に関する計画を変更すべきことの勧告	—	—		特例条例により全市町村に移譲済み	全市町村(済)
195	第13条の2第2項等	勧告に従わない場合の期限を定めての勧告に従うべきことの命令	—	—			
196	第7条第1項	騒音・振動以外の特定施設を設置する場合の届出の受理	総合支庁	0			
197	第7条の2第1項	騒音・振動以外の特定施設となった場合の届出の受理	総合支庁	0			
198	第8条第1項	特定施設の変更等届の受理	総合支庁	0			
199	第9条第1項	計画変更命令等	総合支庁	0			
200	第10条第2項	実施制限期間の短縮	総合支庁	0			
201	第11条第1項	氏名等の変更届の受理	総合支庁	0			
202	第12条第3項	地位承継届の受理(騒音・振動に係る以外のもの)	総合支庁	0			
203	第13条第1項	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染の原因となる物質の排出又は地盤沈下、悪臭発生が規制基準に適合しないと認める場合における期限を定めての構造、使用の方法、規制基準の遵守方法の改善命令、一時使用停止の命令	総合支庁	0		※現在のところ、騒音及び振動に係る特定施設以外に係る分は条例化されていない。	
204	第15条	事故時における措置状況等届の受理	総合支庁	0	薬学、理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。		人口10万人以上の市
205	第25条第2項	有害物質による地下水の汚染状態が環境基準に適合しないことが明らかになった場合の汚染状況の知事への報告	総合支庁	0		山形市の中核市移行に伴い、特例条例により山形市に移譲済み	
206	第26条第3項	有害物質による土壌の汚染状態が環境基準に適合しないことが明らかになった場合の汚染状況の知事への報告	総合支庁	0			
207	第27条第1項	必要な措置を講じていない又は当該措置が周辺への影響の防止の観点から著しく不十分であると認める場合の必要な措置を講ずべき旨の勧告	総合支庁	0			
208	第27条第2項						
209	第27条第3項	必要な指導及び助言	総合支庁	0			
210	第28条第1項	措置命令	総合支庁	0			
211	第28条第2項						
212	第35条第1項	報告の要求及び立入検査(水質汚濁防止法の特定施設の設置者等に限る。)	総合支庁	250			
213	第35条第1項	報告の要求及び立入検査(騒音・振動に係る特定施設の設置者等に限る。)	—	—		特例条例により全市町村に移譲済み	全市町村(済)

屋外焼却の規制に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		環境エネルギー部	循環型社会推進課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
214	第20条第1項	屋外焼却に関する停止命令	総合支庁	0	廃棄物処理法を熟知した職員の配置を要する。		全市町村
215	第20条第2項	屋外焼却に関する措置命令	総合支庁	0			

廃タイヤ等の保管に関する規制に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	循環型社会推進課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
216	第30条第1項	適正保管のための必要な措置のに関する勧告	総合支庁	0	廃棄物処理法を熟知した職員の配置を要する。		全市町村
217	第30条第2項	勧告に従わなかった場合の措置命令	総合支庁	0			

○ダイオキシン類対策特別措置法

特定施設に係る規制に関する事務

特定施設に係る規制に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
218	第12条第1項	特定施設の設置届出の受理	総合支庁	5	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は指定都市、中核市の事務 ※「特定施設」とは、工場・事業場に設置される施設のうち、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉等の施設であって、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水・廃液を排出する施設を指す(ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1・第2に規定)。 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	人口10万人以上の市
219	第13条第1項	特定施設の使用届出の受理	総合支庁	0			
220	第13条第2項	大気基準適用施設となった場合の届出の受理	総合支庁	0			
221	第14条第1項	特定施設の構造等変更届出の受理	総合支庁	0			
222	第15条	特定施設の計画変更命令等	総合支庁	0			
223	第16条	必要な措置命令	本庁	0			
224	第17条第2項	特定施設設置等の期間短縮	総合支庁	0			
225	第18条	特定施設の氏名等変更届出の受理	総合支庁	20			
226	第19条第3項	特定施設の承継届出の受理	総合支庁	0			
227	第22条第1項	特定施設の使用停止、改善命令	総合支庁	0			
228	第22条第3項	必要な措置命令	本庁	0			
229	第23条第2項	事故状況等届出の受理	総合支庁	0			
230	第23条第3項	事故時における措置命令	総合支庁	0			
231	第23条第4項	環境大臣への報告	本庁	0			

ダイオキシン類に係る汚染状況の監視に関する事務

ダイオキシン類に係る汚染状況の監視に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
232	第26条第1項	ダイオキシン類に係る汚染状況の常時監視	本庁	1	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は指定都市、中核市の事務 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	人口10万人以上の市
233	第26条第2項	常時監視結果の環境大臣への報告	本庁	1			
234	第27条第1項	常時監視の測定の実施	本庁	50			
235	第27条第2項	常時監視結果報告の受理	本庁	1			
236	第27条第3項	常時監視結果の公表	本庁	1			
237	第27条第4項	常時監視実施のための立入及び検体集取	本庁	50			
238	第28条第3項	基準適用施設の測定結果報告の受理	総合支庁	150			
239	第28条第4項	基準適用施設の測定結果の公表	本庁	1			

報告徴収及び立入検査に関する事務

報告徴収及び立入検査に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
240	第34条第1項	報告徴収及び立入検査	総合支庁	120	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は指定都市、中核市の事務 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	人口10万人以上の市

関係行政機関に対する協力要請等に関する事務

関係行政機関に対する協力要請等に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
241	第35条第2項	国の行政機関の長からの適用除外施設の届出通知の受理	本庁	0	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は指定都市、中核市の事務	人口10万人以上の市
242	第35条第3項	国の行政機関の長に対する措置要請	本庁	0			
243	第35条第4項	措置要請に伴う措置状況の通知の受理	本庁	0			
244	第35条第5項	改善命令等に係る国の行政機関の長に対する事前協議	本庁	0			
245	第36条第2項	関係行政機関の長に対する協力要請及び意見陳述	本庁	0			

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

公害防止統括者等の選任等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
246	第3条第3項	公害防止統括者に係る選任・解任等届出の受理	総合支庁	20	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。 ※特例市等は、ばい煙発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設又はダイオキシン類発生施設が設置されている工場に係る分以外について行う。 ※騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている特定工場に係る分は市町村が行うことができる。 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	法律上は指定都市、中核市、特例市(山形市)等の事務	人口10万人以上の市(山形市は済)
247	第4条第3項	公害防止管理者に係る選任・解任等届出の受理	総合支庁	20			
248	第5条第3項	公害防止主任管理者に係る選任・解任等届出の受理	総合支庁	0			
249	第6条第2項	公害防止統括者等の代理者に係る選任・解任等届出の受理	総合支庁	15			
250	第6条の2第2項	特定事業者の地位の承継に係る届出の受理	総合支庁	0			
251	第10条	公害防止統括者の解任命令	総合支庁	0			
252	第11条第1項	公害防止統括者等の職務実施状況に関する報告の徴収、特定工場立入検査	総合支庁	0			

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

第1種指定化学物質排出量等把握に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
253	第5条第3項	第1種指定化学物質の排出量等の届出の受理及び意見の付与	本庁	500	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。 特別要件施設を把握するため、ダイオキシン類対策特別措置法等関係法令と一括の権限委譲が望ましい。	※「第1種指定化学物質」とは、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの、オゾン層を破壊し太陽紫外放射の地表への到達量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるもの等で、相当広範な地域の環境において当該物質が継続して存すると認められる化学物質が指定されている(法施行令別表第1に規定)。	人口10万人以上の市
254	第6条第3項	通知の受理	本庁	0			
255	第7条第2項	通知の受理	本庁	0			
256	第7条第3項	通知の受理	本庁	0			
257	第7条第5項	主務大臣への説明の請求	本庁	0			
258	第8条第2項	通知の受理	本庁	1			
259	第8条第4項	通知の受理	本庁	1			
260	第8条第5項	集計及び公表	本庁	1			
261	第13条	資料提供の要求及び意見の陳述	本庁	0			

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則

第1種指定化学物質排出量等把握に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		環境エネルギー部	水大気環境課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
262	第12条第1項	電子情報処理組織の使用に係る届出の受理	本庁	10	(法律に準じる)	(法律に準じる)	人口10万人以上の市
263	第12条第2項	識別番号等の通知	本庁	10			
264	第12条第3項	届出事項の変更等の届出の受理	本庁	40			
265	第12条第4項	電子情報処理組織の使用の停止	本庁	0			

(7) リサイクル

○使用済自動車の再資源化等に関する法律

登録引取業者等に対する指導、助言及び勧告、命令に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	循環型社会推進課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
266	第19条	登録引取業者等に対する指導、助言	総合支庁	10	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は保健所設置市の事務	人口10万人以上の市
267	第20条	関連事業者に対する勧告、命令	総合支庁	0			

引取業者の登録の実施等に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	循環型社会推進課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
268	第44条	引取業者の登録の実施等	総合支庁	200	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は保健所設置市の事務	人口10万人以上の市
269	第45条	引取業者の登録の拒否等	総合支庁	0			
270	第46条	引取業者の登録事項の変更の届出の受理	総合支庁	70			
271	第47条	引取業者登録簿の閲覧	総合支庁	0			
272	第48条	引取業者の廃業等の届出の受理	総合支庁	10			
273	第49条	引取業者の登録の抹消	総合支庁	40			
274	第51条	引取業者の登録の取消等	総合支庁	0			

フロン類回収業者の登録の実施等に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	循環型社会推進課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
275	第55条	フロン類回収業者の登録の実施等	総合支庁	20	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は保健所設置市の事務	人口10万人以上の市
276	第56条	フロン類回収業者の登録の拒否等	総合支庁	0			
277	第57条	フロン類回収業者の登録事項の変更の届出の受理	総合支庁	10			
278	第58条	フロン類回収業者の登録の取消し等	総合支庁	0			
279	第59条	フロン類回収業者登録簿の閲覧、廃業の届出受理、登録の抹消	総合支庁	5			

解体業者の許可等に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	循環型社会推進課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
280	第62条	解体業の許可等	総合支庁	30	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は保健所設置市の事務	人口10万人以上の市
281	第63条	解体業の許可の変更の届出の受理	総合支庁	20			
282	第64条	解体業者の廃業等の届出の受理	総合支庁	0			
283	第66条	解体業の許可の取消等	総合支庁	0			

破砕業者の許可等に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	循環型社会推進課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
284	第69条	破砕業の許可等	総合支庁	10	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は保健所設置市の事務	人口10万人以上の市
285	第70条	破砕業の変更の許可等	総合支庁	0			
286	第71条	破砕業の許可の変更の届出の受理	総合支庁	10			
287	第72条	破砕業者の廃業等の届出の受理、許可の取消	総合支庁	0			

情報管理センターからの報告の受理に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	循環型社会推進課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
288	第88条	情報管理センターからの報告の受理	本庁	0	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は保健所設置市の事務	人口10万人以上の市

関連事業者に対する勧告及び命令に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	循環型社会推進課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
289	第90条	関連事業者に対する勧告及び命令	総合支庁	0	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は保健所設置市の事務	人口10万人以上の市

許可等に関する意見聴取及び関係行政機関への照会等に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	循環型社会推進課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
290	第125条	許可等に関する意見聴取	総合支庁	40	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は保健所設置市の事務	人口10万人以上の市
291	第127条	関係行政機関への照会等	本庁 総合支庁	40			

関連事業者に対する報告徴収・事務所等への立入検査に関する事務			現在の県の担当部課		環境エネルギー部	循環型社会推進課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
292	第130条	関連事業者に対する報告の徴収	総合支庁	1	薬学・理学など環境に関する技術的専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は保健所設置市の事務	人口10万人以上の市
293	第131条	事業者等の事務所等への立入検査	総合支庁	40			

(8) 自然公園

○自然公園法

自然公園許可・届出等事務(国定公園)

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		環境エネルギー部	みどり自然課	移譲対象 市町村	
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考		
294	第20条第3項	特別地域内の行為の許可(国立公園は除く)	総合支庁	65	自然環境、風致景観、動植物の保護等を目的とした、自然公園法、法施行規則、その他基準についての適正な審査		国定公園の 所在する市 町村	
295	第21条第3項	特別保護地区内の行為の許可(国立公園は除く)	総合支庁	17				
296	第20条第6項	特別地域の指定等に伴う着手行為の届出の受理(国立公園は除く)	総合支庁	0				
297	第20条第7項	特別地域内での非常災害の応急措置の届出の受理(国立公園は除く)	総合支庁	0				
298	第20条第8項	特別地域内での木竹の植栽等の届出の受理(国立公園は除く)	総合支庁	0				
299	第21条第6項	特別保護地区の指定等に伴う着手行為の届出の受理(国立公園は除く)	総合支庁	0				
300	第21条第7項	特別保護地区内での非常災害の応急措置の届出の受理(国立公園は除く)	総合支庁	0				
301	第33条第1項	普通地域内での行為の届出の受理(国立公園は除く)	総合支庁	5				
302	第33条第2項	普通地域内での行為の禁止等又は措置の命令(国立公園は除く)	総合支庁	0				
303	第33条第4項	普通地域内での行為の着手の禁止等の期間の延長及び同項後段の通知(国立公園は除く)	総合支庁	0				
304	第33条第6項	普通地域内での行為の着手の禁止等の期間の短縮(国立公園は除く)	総合支庁	0				
305	第34条第1項	行為の中止等の措置の命令(第26条第2号の事務に係るものに限る。)(国立公園は除く)	総合支庁	0				
306	第35条第1項	報告の徴収(国立公園は除く)	総合支庁	0				
307	第35条第2項	立入検査等(国立公園は除く)	総合支庁	0				
308	第68条第1項	国の機関との協議(特別地域内又は特別保護地区内に係るもの)(国立公園は除く)	総合支庁	8				
309	第68条第3項	国の機関が行う行為の通知の受理(国立公園は除く)	総合支庁	0				国の機関との調整が必要である。
310	第68条第4項	国の機関が行う行為の協議(国立公園は除く)	総合支庁	0				